

<公共下水道・農業集落排水－変更－>

※柵の種類、計画高、勾配の軽微な変更は含まないものとする。(暫定 H13.10～)

※変更前は「黒色」、変更後は「赤色」で記入すること。ただし既設のものを使用する場合は、既設「黒色」、変更前「青色」、変更後「赤色」で記入すること。

◎排水設備計画変更

No.	申請書等内容	様式番号	チェック項目		備考
			有	無	
1	排水設備等計画変更届	第5号様式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	位置図(住宅地図のコピー)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	見積書(A4版に縮小)	任意様式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	支給品は0円とする
4	平面図(A4若しくはA3綴じ込み)	任意様式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	柵の種類を明記
5	縦断図(A4若しくはA3綴じ込み)	任意様式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	柵の種類を明記
6	排水設備等計画変更確認通知書	第6号様式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
除害施設を設置する場合					
7	除害施設設置申請	任意様式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8	水質管理責任者選任届	第9号様式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	事前確認のため
9	水質管理責任者特認申請書	第10号様式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	事前確認のため
10	除害施設構造仕様書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
特定施設を設置する場合					
11	下水道法施行規則で定める様式		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

<綴り方－この順序－>

○ 全体をクリップ止め(2～6、7～11、12～16をホッチキス止め)

1. チェックリスト

2. 排水設備等確認申請書、3. 位置図、4. 見積書、5. 平面図、6. 縦断図

7. 排水設備等確認通知書、8. 位置図、9. 見積書、10. 平面図、11. 縦断図

[除害施設等を設置する場合(申請書と併せて提出)]

12. 除害施設設置申請書、13. 水質管理責任者選任届、14. 水質管理責任者特認申請書、15. 除害施設構造仕様書、16. 下水道法施行規則で定める様式

<除害施設設置による暫定対応>

小規模の食堂等で除害施設を設置する場合、汚水量が1日あたり50m³以下の場合は7及び10を申請すればよいものとする。

<水質管理責任者特認申請書について>

当面の間、規則で定める講習を公益財団法人 福島県下水道公社が登録した排水設備責任技術者とみなすものとする。

<資材支給品の図面及び見積書の記入方法>

平面図、縦断図に支給品を明記すること。見積書には0円で明記すること。

<床下集合配管設備について>

事前協議をしない申請の許可はできませんので、事前に協議願います。